

令和7年第12回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第12号)

招 集 年 月 日	令和7年12月24日 (水)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和7年12月24日 14時00分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和7年12月24日 14時50分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 10 名 欠 席 0 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5	藤井 里枝	○
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	○
	9	笠井 清孝	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	3番	沖 貴雄	
	4番	宮本 千春	

議長	<p>それでは、議案第 76 号について、審議に入ります。 議案第 76 号について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは議案第 76 号は申請のとおり、質疑なしと認めます。 それでは、議案第 76 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 76 号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは、議案第 77 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積等促進計画の諮問についてです。資料 1 をご覧ください。本件は月の子地区の農地を、農地中間管理機構を通して ████████ に転貸する事案です。所有者ごとにページが分かれており、3 ページが ████████ さん、5 ページが ████████ さん、7 ページが ████████ さん、9 ページが ████████ さんの土地となっています。昨年 11 月の農業委員会総会に提出されていた案件で、現在は土地の所有者さんから機構へ中間管理権を設定している状況です。その後遊休農地解消緊急対策事業で、萱等で荒れている部分を整地し、3 月に完了しました。そのため今回は、██████ へ転貸するための使用貸借権契約を結ぶ事案となり、書類への押印は ████████ と機構のみとなっております。対象となる土地につきましては、11 ページから 14 ページをご覧ください。</p> <p>本議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年 12 月 5 日付けで、安芸太田町長より農用地利用集積等促進計画の意見聴取を求められているものです。この計画で農用地の借り受けを行う者が、1 点目に、耕作の事業に供すべき農用地について耕作又は管理を行うと認められること。2 点目に、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。3 点目に、地域の農業者と適切な役割分担の下に農業経営が行われること。4 点目に、農用地の借り受けを行う者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち一名以上の者が耕作の事業に常時従事すると認められること。などの要件が今後において満たされるかを農業委員会で審議していただき、町長に答申するものとなっております。</p> <p>こちらが本日の農業委員会で可決された後のスケジュールとしましては、答申を農業委員会から町長宛にさせていただき、産業観光課の方で公告の準備をさせていただきます。縦覧をするという形で公告をさせていただき、こちらの契約が成立するという流れになっております。</p> <p>農業委員会の方では、こちらの計画の内容を確認いただき、修正すべき点がないかどうかを審査いただくこととなっております。以上です。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>この件につきましては、私が利害関係者となっておりますので、議事進行は会長職務代理者の 3 番委員さんをお願いいたします。それでは、私は退席さ</p>

	<p>させていただきます。</p> <p>(議長退席)</p>
会長職務代理者	<p>議長を交代し、私が進行をさせていただきます。 しばらく休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
会長職務代理者	<p>休憩を廃し、会議を再開します。 事務局から本件に関して1点報告があります。</p>
事務局	<p>はい。今報告させていただいた、9ページの上にある大字下殿河内字東谷 2627番地4。こちらは確認した結果、■■■■■に転貸予定となっていたため本事案の促進計画から除外させていただきます。</p>
会長職務代理者	<p>それでは、議案第77号について審議に入ります。議案第77号について、質疑ありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
会長職務代理者	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第77号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会長職務代理者	<p>挙手多数でありますので、議案第77号は申請のとおり承認決定いたしました。 再度議事進行を交代させていただきます。</p> <p>(議長着席)</p>
議長	<p>次に、報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、報告事項が2点ございます。</p> <p>1点目に農地法第3条の3の規定による届出書が6件出ております。資料2をご覧ください。広島市の■■■■■さん、安芸太田町の■■■■■さん、■■■■■さん、広島市の■■■■■さん、府中市の■■■■■さん、安芸太田町の■■■■■さんからの相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目等は、記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p> <p>2点目に、先月第11回農業委員会総会議案第74号、中筒賀での■■■■■による太陽光転用事案について、9番委員よりご質問をいただいております、設置完了時期につきましては令和8年12月までに完了の予定となります。また、転用企業の安芸太田町における過去実績につきまして</p>

